

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和6年1月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和6年1月25日（木曜日）午後1時30分～午後2時35分 2 開催場所 守谷市役所 全員協議課室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長、河原健委員、椎名和良委員、萩谷委員、寺田弘委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 古橋 雅文 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 直井 健治 給食センター長 鈴木 林 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （議決） （1）議案第1号 守谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について （3）議案第3号 守谷市通学補助員要綱の一部を改正する要綱について （4）議案第4号 守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則について （5）議案第5号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市学校体育施設開放条例の一部を改正する条例） （保留） （2）議案第2号 守谷市中学校部活動等各種大会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

	【協議事項】 （１）協議第１号 守谷市放課後子ども総合プラン運営業務委託事業者選考委員会設置の規定について 【報告事項】 なし
4 今後の状況	次回は，令和６年２月２６日（月曜日）午後１時３０分から開催予定

令和6年1月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和6年1月25日（木）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

令和6年1月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和6年1月25日（木）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 1 号 守谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

議案第 2 号 守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

議案第 3 号 守谷市通学補助員要綱の一部を改正する要綱について

議案第 4 号 守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則について

議案第 5 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例）

4 協議事項

協議第 1 号 守谷市放課後子ども総合プラン運營業務委託事業者選考委員会設置要綱の制定について

5 報告事項

無し

6 その他

議案第 1 号

守谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

守谷市教育委員会会議規則（昭和30年守谷町規則第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 1 月 25 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和6年 月 日原案 決

提案理由

本案は、不測の事態等に備え教育委員会をオンラインでの開催を可能とするため改正するものです。

議 案	頁 数
1 号	1

守谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

守谷市教育委員会会議規則（昭和30年守谷町規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 招集（第4条・第5条）

第3章 会議（第6条―第17条）

第4章 請願等の処理（第18条）

第5章 傍聴（第19条―第23条）

第6章 補則（第24条）

第23条を第24条とし、第3条から第22条を1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 教育長及び委員は、災害その他の理由により会議の場所に参集することが困難である場合その他教育長が認める場合には、委員会の会議を教育長及び委員が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン会議」という。）により会議に出席することができる。

2 教育長及び委員は、オンライン会議による出席を希望する場合は、あらかじめその旨の事由を具して教育長に届け出なければならない。

第15条を次のように改める。

第15条 教育長は、必要に応じ、会議に事務局職員を出席させることができる。この場合において、オンライン会議により会議に出席することもできる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案	頁数
1号	2

守谷市教育委員会会議規則新旧対照表

改 正	現 行
目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 招集（第4条・第5条） 第3章 会議（第6条—第17条） 第4章 請願等の処理（第18条） 第5章 傍聴（第19条—第23条） 第6章 補則（第24条） （会議の種類） 第3条 教育長及び委員は、災害その他の理由により会議の場所に参集することが困難である場合その他教育長が認める場合には、委員会の会議を教育長及び委員が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議」という。）により会議に出席することができる。 2 教育長及び委員は、オンライン会議による出席を希望する場合は、あらかじめその旨の事由を具して教育長に届け出なければならない。 （招集の方法等）	目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 招集（第3条・第4条） 第3章 会議（第5条—第16条） 第4章 請願等の処理（第17条） 第5章 傍聴（第18条—第22条） 第6章 補則（第23条） （会議の種類） （新設） （招集の方法等）

第4条 (略)

(議事日程)

第5条 (略)

(会議の順序)

第6条 (略)

(開会等の宣告)

第7条 (略)

(事件の宣告)

第8条 (略)

(事件の趣旨説明)

第9条 (略)

(委員の発言)

第10条 (略)

(採決)

第11条 (略)

第12条 (略)

第3条 (略)

(議事日程)

第4条 (略)

(会議の順序)

第5条 (略)

(開会等の宣告)

第6条 (略)

(事件の宣告)

第7条 (略)

(事件の趣旨説明)

第8条 (略)

(委員の発言)

第9条 (略)

(採決)

第10条 (略)

第11条 (略)

(動議の提出)

第 1 3 条 (略)

(会議の公開)

第 1 4 条 (略)

(事務局職員の出席)

第 1 5 条 教育長は、必要に応じ、会議に事務局職員を出席させることができる。この場合において、オンライン会議により会議に出席することもできる。

(会議録)

第 1 6 条 (略)

第 1 7 条 (略)

(請願等の処理)

第 1 8 条 (略)

(傍聴の許可)

第 1 9 条 (略)

(傍聴できない者)

(動議の提出)

第 1 2 条 (略)

(会議の公開)

第 1 3 条 (略)

(事務局職員の出席)

第 1 4 条 教育長は、必要に応じ、・・・事務局職員を出席させることができる。・・・

(会議録)

第 1 5 条 (略)

第 1 6 条 (略)

(請願等の処理)

第 1 7 条 (略)

(傍聴の許可)

第 1 8 条 (略)

(傍聴できない者)

第20条 (略)

(傍聴人数の制限)

第21条 (略)

(傍聴人の行為の制限)

第22条 (略)

(傍聴人の退場)

第23条 (略)

(補則)

第24条 (略)

第19条 (略)

(傍聴人数の制限)

第20条 (略)

(傍聴人の行為の制限)

第21条 (略)

(傍聴人の退場)

第22条 (略)

(補則)

第23条 (略)

議案第 2 号

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱（令和4年守谷市教育委員会告示第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 1 月 25 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和6年 月 日原案 決

提案理由

本案は、大会に係る経費が交付決定額と異なる事例が多数あったことから、事務の簡素化と交付額の差をなくするため改正するものです。

議 案	頁 数
2 号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱（令和4年守谷市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

第5条各号列記以外の部分中「いう。）は」の次に「、大会前に教育委員会と事前協議を行った上で」を、「申請書」の次に「兼請求書」を加え、「開催日の原則14日前までに教育長に申請」を「終了後速やかに教育長を通じて市長に提出」に改め、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

（3）補助対象経費の実費額が分かる領収書

（4）大会結果が分かる資料

第6条から第8条を次のように改める。

（概算払）

第6条 教育長は必要があると認めるときは、各種大会の終了前であっても、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の規定による概算払により補助金の交付を受けようとする申請者は、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付申請書兼概算払請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、教育長を通じて市長に提出しなければならない。

（1）各種大会の主催者が作成する当該大会の開催要項

（2）各種大会の主催者が作成する宿泊に関する要項（宿泊を伴う場合に限る。）

（3）補助対象経費の見積書又はそれに代わる資料

（4）その他教育長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 教育長は、前2条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 概算払を受けた申請者は、各種大会終了後速やかに次に掲げる書類を添えて、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金実績報告書（様式第4号）を教育長を通じて市長に提出しなければならない。

議案	頁数
2号	2

- (1) 補助対象経費の実費額が分かる領収書
- (2) 大会結果が分かる資料
- (3) その他教育長が必要と認める書類

2 概算払を受けた申請者は、実績報告において発生した不足金の交付を受けようとするときは、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付変更申請書兼請求書（様式第5号）を速やかに教育長を通じて市長に提出しなければならない。

第10条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

（補助金の返還）

第11条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条の規定により補助金の交付を取り消した場合
- (2) 第6条の規定により概算払の交付を受けている場合であって、第8条の規定による実績報告において実際に要した費用が、概算払により既に交付を受けている額を下回った場合

第9条中「取り消し、補助金の返還を命ずる」を「取り消す」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（変更決定）

第9条 教育長は、前条の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付変更が適当と認めるときは、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

様式第1号から様式第6号を次のように改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱新旧対照表

改 正	現 行
(交付申請) 第5条 補助金の交付を受けようとする学校長（以下「申請者」という。）は、<u>大会前に教育委員会と事前協議を行った上で、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、各種大会終了後速やかに教育長を通じて市長に提出しなければならない。</u> (1) 及び (2) (略) (3) <u>補助対象経費の実費額が分かる領収書</u> (4) <u>大会結果が分かる資料</u> (5) (略) (概算払) 第6条 <u>教育長は必要があると認めるときは、各種大会の終了前であっても、概算払により補助金を交付することができる。</u> 2 <u>前項の規定による概算払により補助金の交付を受けようとする申請者は、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付申請書兼概算払請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、教育長を通じ</u>	(交付申請) 第5条 補助金の交付を受けようとする学校長（以下「申請者」という。）は、<u>_____、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付申請書_____（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、各種大会開催日の原則14日前までに教育長に申請しなければならない。</u> (1) 及び (2) (略) (新設) (新設) (3) (略) (交付決定) 第6条 <u>教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。</u>

て市長に提出しなければならない。

(1) 各種大会の主催者が作成する当該大会の開催要項

(2) 各種大会の主催者が作成する宿泊に関する要項
(宿泊を伴う場合に限る。)

(3) 補助対象経費の見積書又はそれに代わる資料

(4) その他教育長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 教育長は、前2条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 概算払を受けた申請者は、各種大会終了後速やかに次に掲げる書類を添えて、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金実績報告書（様式第4号）を教育長を通じて市長に提出しなければならない。

。

(1) 補助対象経費の実費額が分かる領収書

(概算払)

第7条 補助金の交付は、各種大会終了後とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、各種大会の終了前であっても、前条の規定により決定した補助金の額の範囲内において、その概算払により交付することができる。

2 前項の規定による概算払により補助金の交付を受けようとする学校長は、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告及び交付請求)

第8条 申請者は、当該申請に係る各種大会が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金実績報告書（様式第4号）を教育長に、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(2) 大会結果が分かる資料

(3) その他教育長が必要と認める書類

2 概算払を受けた申請者は、実績報告において発生した不足金の交付を受けようとするときは、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付変更申請書兼請求書（様式第5号）を速やかに教育長を通じて市長に提出しなければならない。

(変更決定)

第9条 教育長は、前条の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付変更が適当と認めるときは、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 教育長は、各種大会について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) から (5) まで (略)

(補助金の返還)

第11条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する

(1) 各種大会の主催者が作成する当該大会の開催要項

(2) 補助対象経費の実費額が分かる領収書

(3) 大会結果が分かる資料

(4) その他教育長が必要と認める書類

2 前条の規定により概算払を受けた学校長は、実績報告において余剰金が発生しているときは、速やかに余剰金を市長に返還しなければならない。

(新設)

(交付決定の取消し)

第9条 教育長は、各種大会について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

(1) から (5) まで (略)

(新設)

場合は、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(1) 前条の規定により補助金の交付を取り消した場合

(2) 第6条の規定により概算払をしている場合であって、第8条の規定による実績報告において実際に要した費用が、概算払により既に交付を受けている額を下回った場合

(補則)

第12条 (略)

様式第1号 (第5条関係)

[別記1] のとおり

様式第2号 (第6条関係)

[別記3] のとおり

様式第3号 (第7条関係)

[別記5] のとおり

様式第4号 (第8条関係)

[別記6] のとおり

様式第5号 (第8条関係)

[別記8] のとおり

(補則)

第10条 (略)

様式第1号 (第5条関係)

[別記2] のとおり

様式第2号 (第6条関係)
(略)

様式第3号 (第7条関係)

[別記4] のとおり

様式第4号 (第8条関係)

[別記7] のとおり

様式第5号 (第8条関係)
(略)

議案 2号	頁数 8
----------	---------

様式第6号（第9条関係）

〔別記9〕のとおり

守谷市教育委員会教育長 宛て

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請及び請求します。

交付申請額兼 請求額	
---------------	--

振込先	銀行	支店	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号			
	(フリガナ)			
	(口座名義)			

[illegible]

費用内訳

区分	内訳	金額（円）
旅費		
宿泊費		
参加費		
バス借上料		
器材運搬費		
合計金額		

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付申請書兼概算払請求書

費用内訳

区分	積算根拠	金額（円）
旅費		
宿泊費		
参加費		
バス借上料		
器材運搬費		
合計金額		

様式第3号（第7条関係）

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市教育委員会教育長
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、通知します。

補 助 年 度	年 度
大 会 名	
交付決定額	
交 付 条 件	
備 考	

様式第4号（第8条関係）

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金実績報告書

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市教育委員会教育長 宛て

申請者 学 校 名

校 長 名

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱の規定により、次のとおり報告します。

交付済額	
実績額	
余剰金額	
不足金額	

大会詳細

大会名		開催期間		
会場		引率者名		
	生徒氏名	年組	種目	出場日
1				

費用内訳

区分	内訳	金額（円）
旅費		
宿泊費		
参加費		
バス借上料		
器材運搬費		
合計金額		

様式第 5 号（第 8 条関係）

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付変更申請書兼請求書

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市教育委員会教育長 宛て

申請者 学 校 名

校 長 名

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱の規定により、次のとおり
変更申請及び請求します。

大会名	
交付済額	
実績額及び 変更後交付申請額	
請求額	

※上記の請求額は、下記の指定口座に振込を依頼します。

振込先	銀行	支店	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号			
	(フリガナ)			
	(口座名義)			

様式第 6 号（第 9 条関係）

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市教育委員会教育長
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付けで変更申請のあった補助金の交付について次の
とおり決定したので、通知します。

補 助 年 度	年 度
大 会 名	
交付決定額	
備 考	

議案第 3 号

守谷市通学補助員要綱の一部を改正する要綱について

守谷市通学補助員要綱（平成19年守谷市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

守谷市通学区域補助員要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会要綱第 号

守谷市通学補助員要綱の一部を改正する要綱

守谷市通学補助員要綱（平成19年守谷市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条中「1, 700」を「1, 800」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年 1 月 25 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和6年 月 日原案 決

提案理由

本案は、通学補助員の謝礼を、1日当たり1, 700円から1, 800円に増額するため改正するものです。

議 案	頁 数
3 号	1

守谷市通学補助員要綱新旧対照表

改 正	現 行
(謝礼) 第5条 補助員の謝礼は、1日につき<u>1,800円</u>とする。	(謝礼) 第5条 補助員の謝礼は、1日につき<u>1,700円</u>とする。

議案第 4 号

守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則について

守谷市放課後子ども教室運営規則（平成19年守谷市教育委員会規則第10号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 1 月 25 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 6 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、放課後に学校施設を使用して実施する放課後子ども教室事業について、開放可能なスペースの確保が困難な場合の対応策を設けるもの、また、学校管理下における施錠時間前に事業を終了する必要があることから、実施時間を変更するため、守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正するものです。

議 案	頁 数
4 号	1

守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則

守谷市放課後子ども教室運営規則（平成19年守谷市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、活動場所の確保が困難な子ども教室がある場合には、対象学年を限定して実施することができる。

第5条第3項中「午後5時」を「午後4時20分」に改める。

第6条中「に傷害保険料を添えて」を「を」に改め、同条ただし書を削る。

第7条第2号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、「正当な理由なく90日以上」を削る。

第10条第1項中「子ども教室事業参加費」の次に「及び傷害保険料」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案	頁数
4号	2

守谷市放課後子ども教室運営規則新旧対照表

改 正	現 行
(対象者) 第4条 子ども教室事業に参加できる児童は、前条に掲げる各小学校に在籍する第1学年から第6学年までの児童とする。<u>ただし、活動場所の確保が困難な子ども教室がある場合には、対象学年を限定して実施することができる。</u> (実施日及び実施時間) 第5条 (略) 2 (略) 3 子ども教室事業の実施時間は、授業終了後から<u>午後4時20分</u>までとする。 (参加の手続) 第6条 子ども教室事業への参加を希望する児童の保護者は、放課後子ども教室参加申込書(様式第1号)を<u> </u>教育長に提出しなければならない。 。 (参加の制限) 第7条 (略) (1) (略) (2) <u>第10条第1項</u>に規定する費用負担を<u> </u>	(対象者) 第4条 子ども教室事業に参加できる児童は、前条に掲げる各小学校に在籍する第1学年から第6学年までの児童とする。 。 。 (実施日及び実施時間) 第5条 (略) 2 (略) 3 子ども教室事業の実施時間は、授業終了後から<u>午後5時</u> <u> </u>までとする。 (参加の手続) 第6条 子ども教室事業への参加を希望する児童の保護者は、放課後子ども教室参加申込書(様式第1号)に<u>傷害保険料を添えて</u>教育長に提出しなければならない。<u>ただし、児童クラブに入所している児童は、傷害保険料は不要とする。</u> (参加の制限) 第7条 (略) (1) (略) (2) <u>第9条第1項</u>に規定する費用負担を<u>正当な理由</u>

滞納した場合

(3) (略)

(保護者負担)

第10条 参加者の保護者は、子ども教室事業運営に必要な経費のうち保護者負担として、児童1人当たり月額2,000円の子ども教室事業参加費及び傷害保険料を負担するものとする。ただし、児童クラブに入所している場合は、子ども教室事業参加費及び傷害保険料を無料とする。

2及び3 (略)

なく90日以上滞納した場合

(3) (略)

(保護者負担)

第10条 参加者の保護者は、子ども教室事業運営に必要な経費のうち保護者負担として、児童1人当たり月額2,000円の子ども教室事業参加費_____
_を負担するものとする。ただし、児童クラブに入所している場合は、子ども教室事業参加費_____
_を無料とする。

2及び3 (略)

議案第 5 号

議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市立学校
体育施設開放条例の一部を改正する条例）

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、
原案のとおり承認する。

令和 6 年 1 月 25 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 年 月 日 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）第 29 条の規定により、議会に議決を経るべき教育に関する事務の議案について市長から意見を求められたことに伴い、守谷市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 3 号）第 2 条第 1 項第 4 号の規定により教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出するものです。

議 案	頁 数
5 号	1

協議第 1 号

守谷市放課後子ども総合プラン運営業務委託事業者選考委員会設置要綱 の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である放課後子ども総合プラン運営業務委託事業者の選考について、令和7年度から業務委託を更新するに当たり、令和6年度中に選考委員会を設置し、開催することから、守谷市放課後子ども総合プラン運営業務委託事業者選考委員会設置要綱を制定するため協議を求める。

令和6年 1 月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

協 議	頁 数
1 号	1

守谷市告示第 号

守谷市放課後子ども総合プラン運営業務委託事業者選考委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市長 松 丸 修 久

守谷市放課後子ども総合プラン運営業務委託事業者選考委員会設置要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、守谷市放課後子ども総合プラン運営業務を委託する事業者（以下「業務委託事業者」という。）を選考するため、守谷市放課後子ども総合プラン運営業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 業務委託事業者の選考に関する事項
- (2) その他市長が業務委託事業者の選考に必要と認める事項

(組織)

第3条 選考委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長がこれを委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 教育委員会の委員
- (5) 教育部長
- (6) 教育委員会参事
- (7) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該案件の審議が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 選考委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

協 議	頁 数
1 号	2

2 選考委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、選考委員会に出席を求め、資料の提出、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、会議の内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第9条 第3条第2項第1号及び第7号（市長が謝礼を支給する必要があると認める委員に限る。）に謝礼を支給する。

2 前項の謝礼は、日額7,000円とする。

(庶務)

第10条 選考委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、選考委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

